

西大阪地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、西大阪地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「西大阪地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGの新設をすることができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「西大阪地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 情報連絡システムの整備
- (3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項のうち、別図2に示す寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

- 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府西大阪治水事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付 則)

- 1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。
- 2 平成13年 6月29日 一部改正
- 3 平成16年 6月18日 一部改正
- 4 平成19年 6月29日 一部改正
- 5 平成20年 6月27日 一部改正
- 6 平成21年 6月23日 一部改正
- 7 平成22年 6月24日 一部改正
- 8 平成23年 6月24日 一部改正
- 9 平成24年 7月 2日 一部改正
- 10 平成25年 7月16日 一部改正
- 11 平成26年 7月 8日 一部改正
- 12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。
- 13 平成30年 5月31日 一部改正
- 14 令和 元年 5月28日 一部改正
- 15 令和 2年 5月29日 一部改正
- 16 令和 3年 6月 9日 一部改正
- 17 この規約は、令和4年3月22日から実施する。
- 18 令和 4年 7月 8日 一部改正
- 19 令和 5年 5月24日 一部改正
- 20 令和 6年 5月30日 一部改正
- 21 令和 7年 5月27日 一部改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪市長
豊中市長
吹田市長

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府危機管理室災害対策課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局施設管理部防災・海上保全担当課長

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合事務局長
淀川左岸水防事務組合事務局長
大和川右岸水防事務組合事務局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
大阪海上保安監部警備救難課長

(警察機関)

大阪府警察本部警備部警備第二課長
大阪府此花警察署長
大阪府西警察署長
大阪府大正警察署長
大阪府西淀川警察署長
大阪府住之江警察署長
大阪府西成警察署長
大阪府港警察署長
大阪府淀川警察署長
大阪府東淀川警察署長
大阪府大阪水上警察署長

(消防機関)

大阪市消防局警防部警防対策担当課長

(占用事業者)

西日本電信電話株式会社 関西支店 災害対策室長
大阪ガスネットワーク株式会社 大阪事業部 導管計画チームマネージャー
関西電力送配電株式会社 大阪北本部 統括グループ マネジャー

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社長
阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長
京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長
中之島高速鉄道株式会社 常務取締役
大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全統括部危機管理課長

(別表2)

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府危機管理室防災企画課 参事
大阪府危機管理室災害対策課 参事
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局施設管理部防災・海上保全担当課長
豊中市危機管理監
豊中市都市基盤部長
吹田市危機管理室長
吹田市下水道部長

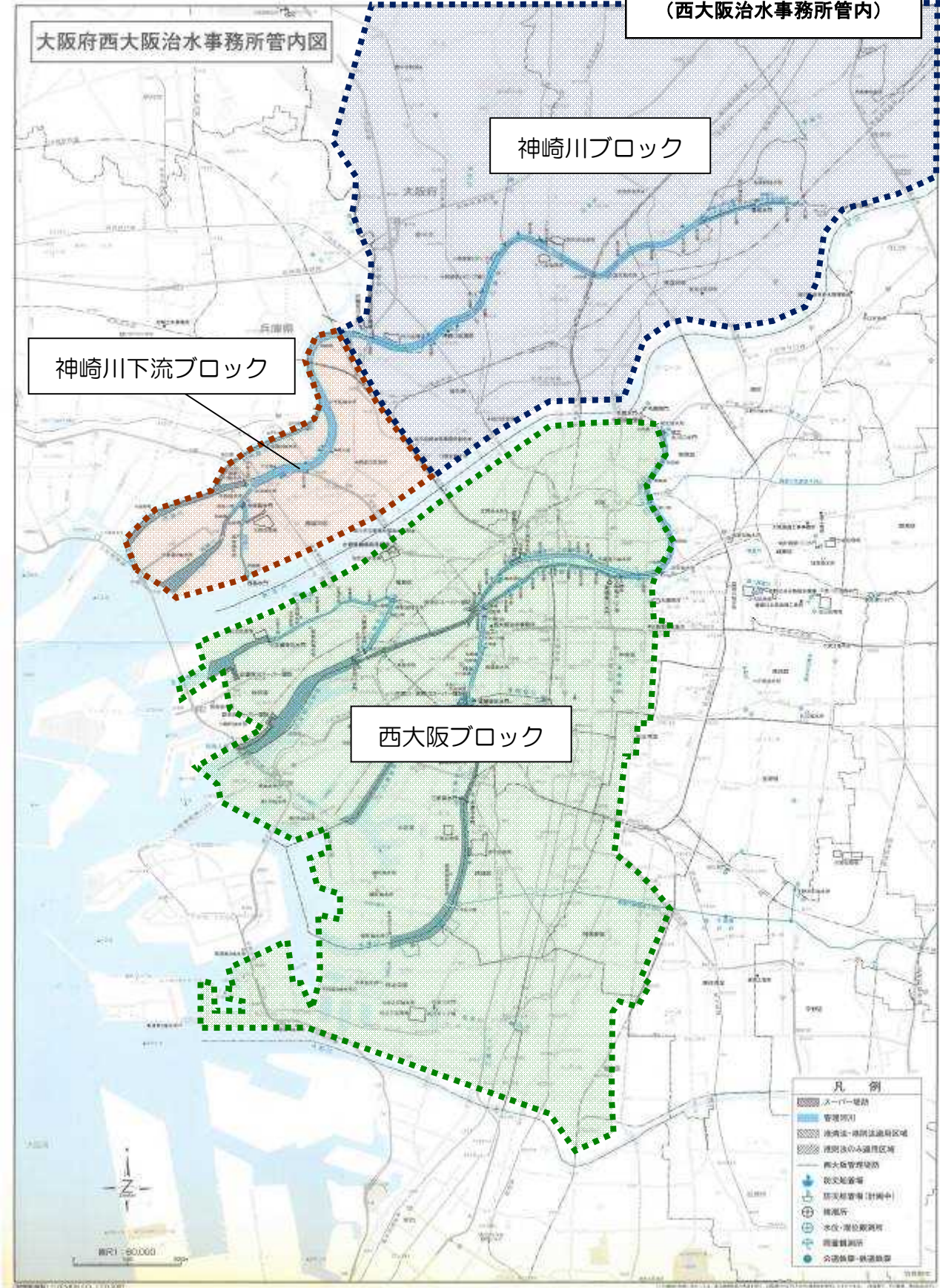
(国関係)

淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部気象防災情報調整官

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合総務課長
淀川左岸水防事務組合防潮課長
大和川右岸水防事務組合総務課長

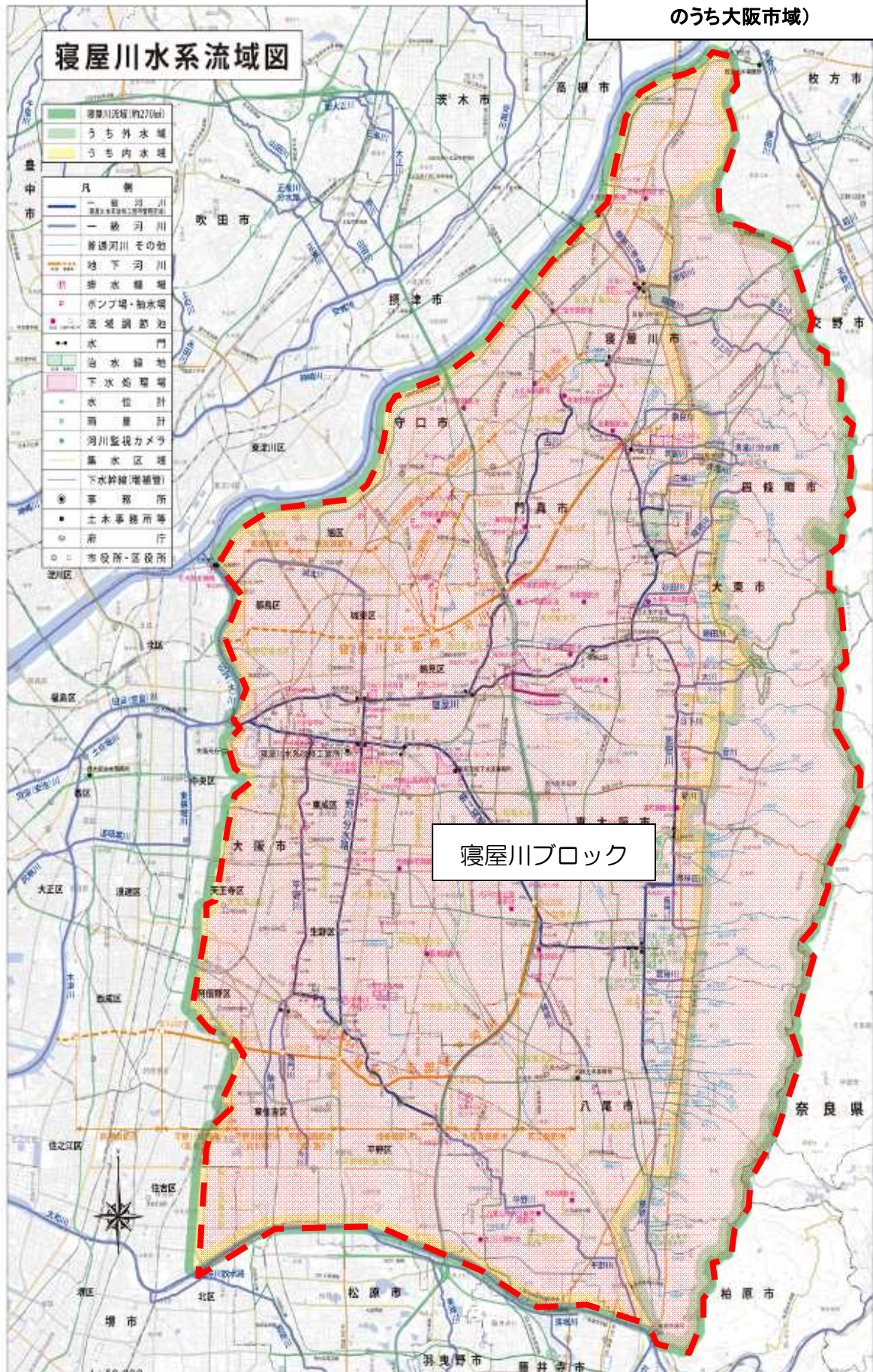
別図1 「西大阪地域」
(西大阪治水事務所管内)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

別図2「西大阪地域」

(寝屋川水系改修工営所管内のうち大阪市域)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。